

Japan Tax Newsletter

組織再編成・資本等取引に関する税務相談窓口

近年、合併、分割、現物出資、株式交換・株式移転といった組織再編成、増減資やみなし配当といった資本等取引とそれに伴う株主の処理に関して、巨額の税務否認を受けるケースが相次いでいます。数百億円にも及ぶ追徴課税を受けるケースもしばしば見られ、中堅企業であっても、数十億円単位で追徴課税を受けるケースが珍しくありません。

こうした突発的な多額の追徴課税は、企業の財務を圧迫するのはもちろんのこと、報道等により企業評価に大きなマイナスの影響を与えてしまうことにもなりかねません。

組織再編成や資本等取引については、法人税法の関係条文が難解かつ複雑であるため、専門家であっても解釈を誤ることがあり、また、行為計算否認規定（法人税法132条の2）については疑問のある解釈が見受けられ、これらが企業に税務リスクを生じさせる一因となっている、と考えられます。

この問題について、財務省主税局で組織再編成税制の創設を主導し、組織再編成や資本等取引の税務に関する最高権威である朝長英樹税理士（弊所顧問）と弊所の税務担当弁護士の座談会を、T&A Master誌に449号（4月30日発行）から3回シリーズで連載しておりますので、ぜひ御覧ください。

弊事務所では、朝長英樹税理士や弊事務所の税務担当弁護士が直接お話しをお伺いする「組織再編成・資本等取引に関する税務相談窓口」を設置し、企業の税務リスクを最小限に抑えるお手伝いをさせて頂いております。

窓口： 電子メール： zeimu-sodan@amt-law.com

電話： 03-6888-1039 / 03-6888-1041 / 03-5282-8270

初回の相談料は無料となっておりますので、これから行う組織再編成や資本等取引だけでなく、既に行った組織再編成や資本等取引に関する税務上の取扱い、税務リスクの判定や解消方法、税務調査への対応、異議申立て・審査請求・訴訟への対応などについて、お気軽にご相談ください。なお、ご希望があれば、組織再編成や資本等取引だけでなく、その他の項目の重要案件についてもご相談をお受けしておりますので、ご遠慮なくお声掛け下さい。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

仲谷栄一郎、藤田耕司

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

本ニュースレターの配信の停止、送付先変更などをご希望の場合には、大変お手数ですが、tax-newsletter@amt-law.com まで、ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2012